

### 老人医療助成制度

老人医療助成制度は、医療機関などにかかった場合の医療費の一部を助成(所得状況に応じて窓口負担2割または3割を判定)するものです。条件を満たす人は、申請してください。

**対象** 市内在住の満65歳から69歳までの人で、次のいずれかの条件にあてはまる人  
 ※すでに福祉医療費受給者証をお持ちの人や、後期高齢者医療制度に加入されている人は除きます。

※平成27年8月1日以降新たに65歳になられた人は、①にあてはまる場合のみ対象となります。

- ①平成27年分所得税非課税世帯の人
- ②一人暮らしの人(所得制限あり)
- ③満60歳以上の人だけで構成している老人世帯の人(所得制限あり)

**持ち物** 健康保険証、印鑑(ゴム印不可)

※転入された人については、平

成28年度(平成27年分)の所得証明が必要となる場合があります。

**申請先** 問 市役所1階保険医療課高齢者医療係(6番窓口)

TEL25-5026、FAX25-5021  
(保険医療課)

### 平成29年度第1回危険物取扱者試験

**とき** 5月21日(日)、6月4日(日)

**ところ** 5月21日：京都府立中丹勤労者福祉会館(福知山市昭和新町105)

6月4日：Y I C 京都工科大学校(京都市下京区油小路通塩小路下る西油小路町27)

**願書締め切り** 4月19日(水)

<当日消印有効>

**受付場所** 消防試験研究センター京都府支部(京都市上京区出水通油小路東入る京都府庁西別館3階)

《平成29年度第1回危険物取扱者試験予備講習会(試験対策)》

**とき** 5月14日(日)

午前9時30分～午後4時30分

**ところ** 亀岡消防署3階大会議室

**受付締め切り** 定員になり次第締め切ります。申込書は、亀岡市危険物安全協会事務局(亀岡消防署予防課予防係内)で配布しています。

**申し込み** 問 亀岡市危険物安全協会事務局

TEL22-9583、FAX23-4535  
(自治防災課)

### 議会報告会開催のお知らせ

亀岡市議会では、より開かれた分かりやすい議会を目指して「議会報告会」を開催します。市内全域からの参加をお待ちしています。

**とき** 4月23日(日) 午後2時から

**ところ** 市役所1階市民ホール

**内容** 平成29年3月定例会の報告(当初予算審査を中心に報告します)  
 ※議員からの審議報告と、報告に対する質疑応答を行います。

**申し込み** 当日受け付け

問 市役所7階議会事務局 TEL25-5051、FAX25-6965

(議会事務局)

### 平成29年度市税納期限一覧表

	5月1日(月)	5月31日(水)	6月30日(金)	7月31日(月)	8月31日(木)	10月2日(月)	10月31日(火)	11月30日(木)	12月28日(木)
軽自動車税	全期	—	—	—	—	—	—	—	—
固定資産税・都市計画税	—	第1期	—	第2期	—	第3期	—	第4期	—
市・府民税(普通徴収)	—	—	第1期	—	第2期	—	第3期	—	第4期

▲財政の健全化を図るため、必ず期限内に納付をお願いします。

▲納期限を一定経過して未納となった市税については、京都地方税機構で滞納整理事務を行います。

▲市税は、それぞれ納税通知書や決定通知書で税額をお知らせします。

市税の納付には、便利な**口座振替**を利用してください

◆**手続きに必要なものは**

- ①市税の納付書または通知書
- ②預貯金通帳(キャッシュカード)
- ③通帳の届出印

◆**手続きの窓口は**

市役所、または次の口座振替取扱金融機関です。

◆**口座振替ができる金融機関は**

京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、京都農業協同組合、近畿労働金庫、ゆうちょ銀行・郵便局、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行

◆**口座振替分の領収証書は**

市税の種類別に、それぞれ最終納期分を振替後、**年1回**にまとめて送付します。期別の振替は、預貯金通帳で確認してください。

※**預貯金からの振替は、各納期限の日です。残高に注意してください。**

※**納期限に振替できなかった場合は、再振替を行います。**

問 市役所1階税務課収納係(12番窓口) TEL25-5014

(税務課)

市役所窓口では**ペイジー口座振替受付サービス**が利用できません

専用端末にキャッシュカードを通し、暗証番号を入力することで申し込みます。

※**金融機関窓口では利用できません。**

※**京都農業協同組合、みずほ銀行および三菱東京UFJ銀行の口座の場合は利用できません。**

※**運転免許証などによる本人確認が必要です。**

市税に滞納がある場合は、一部の行政サービスを利用することができません

行政サービスの申請時に、「納税(完納)証明書」の添付が必要になる事業があります。

例えば、ごみ減量化・リサイクル機器購入費補助金や住宅用太陽光発電システム設置事業補助金の交付申請などです。これは、税負担の公平性を確保し、市民の納税意識を高めるため、市税に滞納がある人に対して、補助金交付など一部の行政サービスの利用を制限しようとするものです。